

(別紙)

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 39 条第 4 項の規定に基づく
基盤確立事業実施計画の認定に係る審査基準及び標準処理期間」の一部改正新旧対照表

(令和 4 年 9 月 15 日付け制定)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現 行								
<p style="text-align: right;">令和 7 年 4 月 1 日 財 務 省 厚 生 労 働 省 農 林 水 産 省 経 済 産 業 省 環 境 省</p> <p>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 39 条第 4 項の規定に基づく基盤確立事業実施計画の認定に係る審査基準及び標準処理期間</p> <p>1 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「法」という。）第 39 条第 4 項の規定に基づく基盤確立事業実施計画の認定（法第 40 条第 4 項において準用する場合を含む。以下同じ。）に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の審査基準は、次のとおりとする。</p> <p>（法第 39 条第 4 項第 1 号及び第 2 号関係）</p> <table border="1" data-bbox="73 1235 1115 1401"> <thead> <tr> <th>対象事業</th> <th>審査基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全事業共通</td> <td>(1) ~ (9) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	対象事業	審査基準	全事業共通	(1) ~ (9) (略)	<p style="text-align: right;">令和 4 年 9 月 15 日 財 務 省 厚 生 労 働 省 農 林 水 産 省 経 済 産 業 省 環 境 省</p> <p>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 39 条第 4 項の規定に基づく基盤確立事業実施計画の認定に係る審査基準及び標準処理期間</p> <p>1 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「法」という。）第 39 条第 4 項の規定に基づく基盤確立事業実施計画の認定（法第 40 条第 4 項において準用する場合を含む。以下同じ。）に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の審査基準は、次のとおりとする。</p> <p>（法第 39 条第 4 項第 1 号及び第 2 号関係）</p> <table border="1" data-bbox="1115 1235 2163 1401"> <thead> <tr> <th>対象事業</th> <th>審査基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全事業共通</td> <td>(1) ~ (9) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	対象事業	審査基準	全事業共通	(1) ~ (9) (略)
対象事業	審査基準								
全事業共通	(1) ~ (9) (略)								
対象事業	審査基準								
全事業共通	(1) ~ (9) (略)								

改正案		現行	
<p>法第2条第5項第1号に掲げる事業 （先端的な技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進に関する事業）</p>	<p>(1)～(4) (略)</p>	<p>法第2条第5項第1号に掲げる事業 （先端的な技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進に関する事業）</p>	<p>(1)～(4) (略)</p>
<p>法第2条第5項第2号に掲げる事業 （新品種の育成に関する事業）</p>	<p>(1)～(4) (略)</p>	<p>法第2条第5項第2号に掲げる事業 （新品種の育成に関する事業）</p>	<p>(1)～(4) (略)</p>
<p>法第2条第5項第3号に掲げる事業 （環境負荷の低減に資する資材又は機械類その他の物件の生産及び販売に関する事業）</p>	<p>【共通事項】 (1)～(3) (略)</p> <p>【資材】 (略)</p> <p>ア～エ (略)</p>	<p>法第2条第5項第3号に掲げる事業 （環境負荷の低減に資する資材又は機械類その他の物件の生産及び販売に関する事業）</p>	<p>【共通事項】 (1)～(3) (略)</p> <p>【資材】 (略)</p> <p>ア～エ (略)</p>

改正案		現行	
	<p>【機械類その他の物件】 次に掲げる機械類その他の物件の生産・販売を行う取組であること。なお、以下のア又はイの機械類その他の物件については、複数の営農条件で有効性が確認されたものであること。また、<u>国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査（以下「安全性検査」という。）の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものについては、安全性検査に合格している機械であること。</u></p> <p>ア～オ （略）</p>		<p>【機械類その他の物件】 次に掲げる機械類その他の物件の生産・販売を行う取組であること。なお、以下のア又はイの機械類その他の物件については、複数の営農条件で有効性が確認されたものであること。</p> <p>ア～オ （略）</p>
<p>法第2条第5項第4号に掲げる事業 （環境負荷の低減に資する機械類その他の物件を使用させる契約に基づき当該物件を使用させることに関する事業）</p>	<p>(1)～(3) （略）</p>	<p>法第2条第5項第4号に掲げる事業 （環境負荷の低減に資する機械類その他の物件を使用させる契約に基づき当該物件を使用させることに関する事業）</p>	<p>(1)～(3) （略）</p>
<p>法第2条第5項第5号に掲げる事業 （環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓に関する事業）</p>	<p>(1)～(5) （略）</p>	<p>法第2条第5項第5号に掲げる事業 （環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓に関する事業）</p>	<p>(1)～(5) （略）</p>

改正案		現 行	
法第2条第5項第6号に掲げる事業 (法第2条第5項第5号に規定する農林水産物の流通の合理化に関する事業)	(1)～(5) (略)	法第2条第5項第6号に掲げる事業 (法第2条第5項第5号に規定する農林水産物の流通の合理化に関する事業)	(1)～(5) (略)
2 (略)		2 (略)	